

i 広報紙を導入します

市では、7月からスマートフォンやタブレット端末のアプリケーション「i 広報紙」による「市報ぎょうだ」の配信を開始しました。これにより、さらに気軽に市の情報を手に入れることができるようになりました。ぜひ、手軽で便利な「i 広報紙」をご活用ください。



平成27年4月号からご覧になれます。

こんな便利な機能があります

- 最新号の市報が自動で端末に届けられます。
- 記事や画像を切り取り、保存することができます。
- 居住地として設定した地域の電話帳を使うことができます。

▶利用手順

「App store」または「Google play」から「i 広報紙」のアプリをインストールします。(無料)



- アプリを起動し、「性別」「生年月」「興味のある分野」を入力します。
- 「お住まいの地域」を行田市に設定します。

登録完了……毎月、自動的に「市報ぎょうだ」の最新号が配信されます。

▶その他

- 「i 広報紙」は、アプリ内に広告が表示されます。この広告は、アプリ運営のためのもので、本市との関係はありませんのでご了承ください。
- アプリは無料ですが、情報の受信には通信料がかかりますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

指定管理者公募のお知らせ

指定管理者制度とは、文化施設や体育施設などの公の施設の管理運営を、民間事業者などを含む団体に委ねる制度です。多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としています。

▶指定管理者の公募 次の「公募施設一覧表」に掲載している公の施設について、平成28年度から平成32年度まで5カ年の指定管理者を公募します。募集要項、仕様書などは担当課で配布(市ホームページでも閲覧)しています。詳細は、担当課にお問い合わせください。

公募施設一覧表

| 公募期間 | 施設名 | 担当課 |
|-------------------|--------|-------|
| 7月27日(月)～8月31日(月) | 古代蓮の里 | 都市計画課 |
| | 商工センター | 商工観光課 |

▶問い合わせ 古代蓮の里の指定管理者公募については都市計画課(内線5602)、商工センターの指定管理者公募については商工観光課(内線383)

ご参加ください 「市政懇談会」

市民の皆さんの声を聴き、市政について意見交換を行う「市政懇談会」に参加してみませんか。

次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

▶開催日時・場所

【南河原地区】7月29日(水)午後7時～8時30分・南河原公民館

【忍地区】8月10日(月)午後7時～8時30分・忍・行田公民館

▶対象 該当地区に住んでいる方

▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)



市内施設めぐりの参加者を募集します

夏休み期間中に市内の小学生を対象として「市内施設めぐり」を行います。参加者の皆さんから事前に期日や訪問する施設をお聞きした上で実施しますので、グループ単位で申し込みください。

▶期 日 7月24日(金)～8月28日(金)(土・日曜日を除く)の1日

▶内 容 市の施設をはじめ、市内に点在する施設を見学し、理解と認識を深めます。

▶対 象 市内の小学生

▶定 員 1組10人以上(保護者または責任者が最低1人同伴のこと)※定員に満たない場合は中止

▶参加費 無料(昼食は各自用意)※施設により入館料がかかる場合があります。

▶その他 日程により見学できない施設があります。

▶申し込み 7月17日(金)までに代表者の氏名、住所、電話番号、参加人数を明記の上、FAXまたはEメールで広報広聴課【FAX】550-2116【Eメール】koho@city.gyoda.lg.jp※電話での申し込みも可

▶問い合わせ 同課広報広聴担当(内線318)



「市長への手紙」④6

このコーナーは、手紙や電子メールなどにより、市長へご意見・ご提言などをいただいたものの中から、その一部を紹介するものです。なお、原則として回答を希望するものを紹介しています。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

意見

全国的に過疎の進んでいる中、企業誘致など今後の行田市の展望についてどのように考えているのか。

回答

平成25年度から企業立地奨励金制度を実施しており、新たな企業を市内に誘致することで、雇用の創出、税収の増、地域経済の活性化、人口減少対策などさまざまな効果があると考えています。

具体的には、土地・建物などに課税される固定資産税などの税額相当額を事業開始の翌年度から3年間交付する「施設設置奨励金」や、事業所を設置するために土地を購入した場合、その2分の1相当額を交付する「用地取得奨励金」、さらには市民を新たに正社員として雇用した場合に交付する「雇用促進奨励金」など全8種類の奨励金による優遇措置を講じています。また、このような取り組みとともに、農業・商業・工業・観光および各産業の連携における現在の課題や将来像を整理し、それを実現するためのさまざまな具体的な施策や考え方などを示した「行田市産業振興ビジョン」を策定しました。

意見

「行田グリーンアリーナ」トレーニング室のランニングマシンやバイクなど、トレーニング機器の半数が不良である。メンテナンスをしっかりと行ってほしい。

回答

「行田グリーンアリーナ」トレーニング室のトレーニング機器のメンテナンスは、保守点検業者による定期的な点検を行っており、不具合のある機器は早急に修繕を実施しています。また、使用ができなくなった機器も、トレーニング室からの撤去を予定しています。これからも、皆さんが快適にグリーンアリーナのトレーニング室を利用できるように、環境づくりに努めていきます。

意見

子育て支援制度について、市外からの転入世帯に40万円の支援があるが、市内に住んでいる世帯には支援がないのか。

回答

本市の人口減少の大きな要因となっている転入者の減少傾向に歯止めをかけ、転入者を呼び込むため、子育て世帯定住促進奨励金制度を3年間の時限措置として奨励金の交付を実施しています。また、市内在住の子育て世帯の方が、市内事業者の施工による住宅を取得した場合は、住宅取得価格の5パーセント、限度額20万円の奨励金を用意しています。

なお、平成27年度は本制度の最終年度となります。今後とも市内在住の方には、出産から子育てまでの切れ目のない支援や教育環境の充実を力を入れ、他市にはない魅力ある施策を展開し、本市に住み続けたいような、選ばれまちづくりを進めていきます。